

北九監第87号
平成24年8月27日

請求人代表者 様
(記載省略)

北九州市監査委員	山口	彰
同	大津	雅司
同	新上	健一
同	森	浩明

住民監査請求について(通知)

平成24年8月3日付で地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求については、別紙理由のとおり却下することに決定したので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えたうえで、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

本件請求において、請求人は、震災がれきの焼却、埋め立てのために関連する本市平成24年度7月の補正予算（以下「補正予算」という。）の議決が、補正予算案の当否判断の根拠となりうる説明書の提出が市長から無いままに行われたことは違法である。さらに、財政支出の根拠がない補正予算案の提出も違法であることから議会の議決は無効である。よって、違法かつ無効な補正予算による財政支出は認めることはできないと主張している。

しかし、請求人の主張にかかわらず、補正予算の議決は議会の行為であり、その行為は住民監査請求の対象とはならないとされている。

次に、請求人は、震災がれきの焼却、埋め立てのための補正予算の執行は、放射能被害と有害物質被害を北九州市とその周辺に拡散させるもので、健康被害は甚大なものとなる。市民は、放射能被曝だけでなく、有害物質被害を強いる今回の補正予算とその執行を認めるわけにはいかない。加えて、震災がれきの広域処理は、住民と自然を保護する国際機関提唱のルールに違背している、と主張している。

また、補正予算中の風評被害防止対策の8400万円についても、同様に財政支出は認められない。特にネット上の監視行動においては、個人情報保護法、憲法第21条「表現の自由、通信の秘密」と第13条「幸福追求」を侵害する違法行為である。このような人権侵害に税金を使うべきではない、と主張している。

ここでは、請求人は、個別の具体的財務会計上の行為の違法性、不当性について監査を求めているのではなく、財務会計上の行為の原因である災害廃棄物処理事業が及ぼす健康被害や人権侵害などの非財務会計行為の違法性、不当性についての監査を求めている。しかし、このような非財務会計行為に係る請求は、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはならないものである。

以上、要件審査の結果、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

参考

(以下の原文のまま記載)

住民監査請求に係る個別外部監査の請求書

(請求の趣旨)

第1 石巻市の震災がれき処理のための支出を決めた手続その他の問題点

1. 北九州市議会は、2012年7月19日、臨時議会において北九州市の報告を根拠に、宮城県石巻市の震災がれきを最大で2万6千トン进行处理する費用として約8億5千万円の補正予算案採択の議決をおこないました。予算の内訳は、焼却と埋め立てに6億1900万円、放射能濃度の測定などに1億4600万円、風評被害防止対策に8400万円となっています。
2. 5月の試験焼却時には、焼却開始以前に北九州市は宮城県との間で、災害廃棄物処理業務についての覚書と委託契約書を締結していました。しかし、今回北九州市が提案した同補正予算案には、8月以降、最大で2.6万トンに上がるとされる震災がれきの受け入れについて、一次受託団体となっている宮城県との間の覚書と委託契約書が添付されていません。地方自治法第211条(予算の調整及び議決)の第2項は「長は、予算を議会に報告するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。」と定めていますが、今般、北九州市長から補正予算案の当否判断の根拠となりうる説明書の提出がなされないまま、市議会は補正予算案採択の議決を行いました。これは、予算の内容は明瞭でなければならないという財政民主主義における「明瞭性の原則」に違反します。予算先議決が例だとしても、後述する宮城県と鹿島など特定建設工事共同企業体(以下、「鹿島JV」)間の業務委託契約書は、2011年9月6日に「仮契約」されており、同月の第333回宮城県議会による関連案議決によって、内容そのままに地方自治法に基づく契約として看做された経緯をたどりました。北九州市は、5月に試験焼却を実施したのですから、宮城県と仮契約を締結して、市議会に、ひいては市民にその内容を提示しうることができたはずです。補正予算案採択の判断根拠を示さなかった不作為は違法性を構成し、この「明瞭性の原則」からの逸脱は財政民主主義の没却で

あるとの指摘を免れ得ない、と思われます。

また、補正予算は自然災害など予見し難い事態に対応するために作成される性格を有しておりますが、今回の、震災がれきに含まれる放射性物質の拡散となる焼却・埋め立てのための補正予算案が、臨時議会を開催して議決を求めなければならない程に急を要する立策であったか、北九州市長から納得できる説明はなされていません。今回の震災がれき焼却・受け入れの為の補正予算は、一方的に放射能被害と有害物質被害を北九州市とその周辺に拡散させるもので、住民の命と健康を守るという地方自治体の本来の役割を没却するものです。むしろ、北九州市にとっての緊急の立策課題は、放射能避難民を受け入れる政策であり、おいしくて安全な野菜や穀類を被災地に送り届ける事業への支援立策です。命を苛み、健康を損ねる震災がれきの焼却・埋立に市民の税金を使ってほしくありません。

- 3 震災がれきの焼却と埋め立て処分は、付着している放射性物質の広域拡散を引き起こします。いくら北九州市が国より厳しい基準を設けても、国の基準そのものは、被災地内での放射性物質移動について、緊急設定された暫定基準にしか過ぎず、人と自然に影響を与えないという絶対的な安全基準ではないのです。放射能の外部被曝だけではなく、呼吸や食べ物摂取から起こる内部被曝は人体、特に成長期の子どもたちへの健康被害が甚大であり、心配です。放射性物質飛灰の拡散による健康被害は北九州市にとどまりません。福岡県全域、そして隣県に及びます。

また、響灘に面する北九州市西部埋立地での処分方法は遮蔽型ではない一般管理型であり、焼却灰に混在する放射性物質や有害廃棄物が海水に滲出する危険性があり、関門域の魚介類の放射能汚染や有害物質汚染が心配されます。実際、震災がれきのなかに、六価クロムや砒素などの有害物質が混在していることは、環境大臣のテレビ出演時の発言によっても明白になっています。5月の震災がれき時に北九州市が宮城県と交わした覚書には北九州市が検査すべき内容に放射能濃度や放射線量と並んでアスベスト、PCBそして包括表現として、有害物質26項目、同じく有害物質39項目が並んでいます。この要検査の記載は、震災がれきが有害物質を帯びている証拠です。問題はこれに止まりません。試験焼却時には、「有害物質を含んでいない」との宮城県の言を俟って、北九州市は検査しなかったと言われています。今回の補正予算でも、震災がれき受け入れに係る有害物質検査体制が講じられていません。市民は、放射能被曝だけでなく、有害物質被害を強いる今回の補正予算とその執行

を認めるわけにはいきません。

試験焼却による漁獲・販売への影響を心配する北九州市の漁業協同組合は焼却灰の埋め立てに反対しており、焼却灰は未だに仮置場に留め置かれています。さらに、震災がれき焼却に従事する人々への健康被害も心配です。放射性物質照射による焼却炉の劣化が焼却サイクルに及ぼす影響も心配されます。

5月に実施された80トンの試験焼却でさえ、住民に健康被害が広がりました。また、植物異変も起こりました。計画されている2.6万トンの震災がれき焼却は、多大な被害を北九州市内だけでなく、福岡県全域そして隣県に及ぼします。焼却には放射性物質以外にも有害化学物質が含まれています。これらの放射性物質を帯びた震災がれきと有害化学物質を含む有害物質は、発生地で封じ込め、閉じ込めて処理するのがIAEAなどの国際機関が提唱するルールであり、バーゼル条約発起の趣旨なのです。震災がれきの広域処理は住民と自然を保護するこれらのルールに違背しています。

4. 5月、宮城県は石巻ブロックの石巻市、女川市、東松島市3市内から処理受託量を、去年の9月の685.4万トンから312万トンに見直しました。9月段階での685.4万トンの全量について鹿島JVとの間で災害廃棄物処理業務委託契約が1923億6千万円で締結されています。5月の見直しで総量が312万トンに減ったのですから、なおさらに、今回の予算で、最大で2万6千トン受け入れると北九州市が説明する宮城県石巻市の震災がれきは最初から、そして現在も、不存在であることが、明らかになりました。

北九州市は宮城県石巻市の震災がれきを受け入れると説明しましたが、その信憑性が疑われます。遑って、5月の試験焼却に供された震災がれきは、どのような機関から機関を経由して、北九州市に運ばれたのでしょうか。5月に宮城県と委託契約を結んだ北九州市から明快な説明がなされていません。

結局、今回8億5千万円の巨額な税金を費やして災害廃棄物の焼却を図ろうとも、北九州市に向かう震災がれきは宮城県石巻市には存在しないのです。宮城県が鹿島JVから戻してもらって北九州市に仕向け直すのでしょうか。故にこそ、前述したように、仮契約の形式であっても、宮城県と北九州市の間で災害廃棄物処理業務に関する覚書と委託契約書が、締結不能につき、存在しない蓋然性が高いといわざるを得ません。財政支出の根拠がない補正予算案提出は違法であり、理由のない補正予算の議決に合理性はなく、無効だといわざるをえません。違法であり、無効な財政支出を認めることは

できません。

5. 補正予算中の「風評被害防止対策8400万円」についても、同様に財政支出は認められません。特に、対策の監視体制は違法性が濃厚です。北九州市は風評被害を防止するため新聞記載の市長発言のように「突然、ネットなどの書き込みからデマが広がる事態も想定し、ネット上を監視する態勢も作る」として、個人間のe-mail交信文の監視を行うとしています。しかし、同防止活動は性質上、監視の対象は特定の市民に限られず、市民全体の情報活動に及びます。そうした監視行動は、個人情報保護法に違反し、憲法の21条「表現の自由、通信の秘密」と13条「幸福追求権」を侵害する違法行為につながります。そのような違法行為は許されず、税金支出は違法です。市民はそのような人権侵害に税金を使ってほしくありません。
6. 宮城県では、広域処理の必要性がなくなったといわれています。どうしても他県での処理をお願いする場合には関東など近県に依頼すると話し合われています。また、放射能の濃度が高い震災がれきについては、東京電力福島第一原発敷地内で処理し、その他の震災がれきを、土に混ぜて埋め立てる南北300～400キロ、幅30～100メートルの「瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」などの震災がれき処理計画が立てられ、また、県内では焼却施設が増設され、震災がれき焼却能力が急騰しています。これらは、すでに、震災がれきの広域処理は必要なくなり、北九州市が震災がれきを受け入れる必要がなくなったことを示しています。

震災がれきの広域処理に伴う、宮城県からの運搬費は国税から支払われます。北九州市が震災がれきを受け入れれば、震災がれきの量に乗じて輸送費が国庫から支払われます。遠くになればなるほど国庫負担は増えます。また、焼却・埋め立て費も同様に最終的には国庫負担となります。震災現地で震災がれきの処理体制が整い、地域経済にも益となる事情があるのなら、震災がれき処理は現地に委ね、運搬費の不経済を是正し、地元の復興支援につながる事業に国税を振り向けるようにすべきです。

第2 個別外部監査人へ求める処置

よって、個別外部監査人から、北九州市長に対し、7月市議会に提案し市議会が採択した約8億5千万円の宮城県石巻市にある震災がれきの焼却・埋め立て関連補正予算の執行を停止するように、また、監査中に予算執行があった場合には、支出額全額を返還させるよう必要な措置をとるよう勧告することを求めます。

第3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

請求人らが求める住民監査請求の目的が、北九州市が7月議会に提出し、議会が採択の議決をした、宮城県石巻市の震災がれきの焼却・埋め立て関連予算約8億5千万円の執行停止及ないしは支出額の返還であることから、同議決に賛同した市議会議員二名が監査委員を勤める通常監査では、監査の審査と結果に公平性が担保されないと思うからです。

請求者

別紙の通り（記載省略）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2012年8月3日

北九州市監査委員 殿

添付書類

1 事実証明書（記載省略）

- (1) 7月19日に市議会が議決した北九州市平成24年度7月予算に付き市長提案書（平成24年度7月補正予算案）の写
- (2) 平成23年9月6日付の鹿島JVと宮城県との業務委託仮契約書の写
- (3) 2012年7月12日付 朝日新聞記事の写
- (4) リーフレット「北九州市では試験焼却後多数の健康被害発生！！」
- (5) チラシ「瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」
- (6) 2012年6月26日付 毎日新聞記事の写
- (7) 災害廃棄物の試験焼却に係る覚書の写
- (8) 行政文書不開示決定通知書（北九州市24年7月5日第123号）の写
- (9) 行政文書不存在決定通知書（宮城県24年7月12日第137号）の写
- (10) 行政文書不開示決定通知書（北九州市24年7月30日第140号）の写